

阪大発ベンチャー起業に係るFAQ

令和7年4月1日版

1. 兼業関係

(1) 役員（取締役等）の兼務は可能か？

可能な場合、制限、気を付けるべき点は何か？

今回の兼務とは、大学教員と役員（取締役等）を兼ねることを指すと考えられ、それを前提として回答します。

会社法上、他の職業に付いていても、会社の代表取締役等の役員に就任することは制限されません。したがって、役員（取締役等）の兼務は可能です。

ただし、大阪大学の教員には、職務専念義務があり（教職員就業規則 26 条 1 項）、原則として他の職を兼ねることは禁止されています。大学の教員が役員（取締役等）を兼ねようとする場合には、国立大学法人大阪大学教職員兼業規程、国立大学法人大阪大学営利企業の役員兼業及び自営の兼業に関する取扱い規程の許可基準を満たし、また、事前に大学から許可を得る必要があります。

(2) 発起人になることは可能か？

可能な場合、制限、気を付けるべき点は何か？

可能です。但し、発起人になろうとする場合は、営利企業の一般兼業にあたるため、事前に所属長の許可が必要となります。

(3) 株主になることは可能か？

可能な場合、制限、気を付けるべき点は何か？

可能です。なお、新株予約権で報酬を得る場合はその旨兼業許可申請書に記載する必要があります。株式、新株予約権を報酬で受け取った場合、兼業状況報告書でも報告が必要です。また、出資を受ける際、担当教員の身内等が株式、新株予約権を保有することを制限する可能性がありますので、事前に産学法務支援室にご相談ください。

(4) VB との利益相反で気を付けるべき点は何か？

取締役には、会社法上忠実義務が課され（会社法 355 条）、VB の利益を第一に考える必要があります。

一方、大学の教員は、大学の利益と相反する行為を行うことはできません（教職員就業規則 26 条 2 項）。

したがって、兼業は認められた範囲内で行うようにし、大学教員としての責務に支障が出ないようにご注意ください。

また、例えばVBと大学が契約する等、VBの利益と大学の利益が相反する可能性がある場合には、取引の必要性、相手先選定の公正性、取引条件の妥当性の説明ができる必要があり、決定プロセスにも関与しない等しっかりとマネジメントすることが必要です。

(5) VBからの報酬はどのように決めればよいのか？

VBからは、取締役として報酬を受け取ることが考えられます。

取締役の報酬は、VBの株主総会で株主の承認を受ける必要があることから、株主の承認を受けることができる範囲で、資金元（出資するVC）の意見等も考慮して、決定する必要があります。具体的な額については、ケースバイケースですが、制限はありません。会社が持続できる範囲内で決定すれば良いと考えます。（報酬の有無に関わらず利益相反のマネジメントは必要です。）

(6) 研究シーズ発案者は発起人になる必要はあるのか？

必要はありません。但し、大学発VBとして、今後も研究シーズ発案者のサポートが必要とする場合には、発起人として株主に加えていた方がスムーズな場合が多いと考えられます。

(7) 起業したVBと大学との共同研究は可能か？

可能な場合、気を付けるべきポイントは何か？

可能です。

気を付けるべきポイントは、共同研究契約締結にあたり、教員が、VBで株主になっている場合や、取締役になっている場合等は利益相反（会社にとって有利な契約が大学にとって不利な契約となる等）が発生する可能性があるため、教員は、利益相反マネジメント室に確認した上で、共同研究契約の条件や、研究成果の公表及び権利の帰属に関してVB側を優遇していると見られることのないよう注意が必要です。また、教員は、共同研究については大学教員の立場でのみ関与し、兼業との切り分けを明確にするよう適正な管理が必要です。

2. 起業関係

(1) 発起人とは何か？

会社の設立にあたり、資本金の出資等設立に必要な手続を行う人です。

設立時には定款の作成などが必要であり、会社の重要事項についても発起人が決定します。

(2) 発起人と株主との関係は？

発起人は、会社設立にあたり、出資して、設立する会社の株式を取得することになります。そのため、発起人は、会社設立後、株主となります。

(3) 発起人間（株主間）での何らかの契約は必要か？

株主間で契約は必ずしも必要ではありません。

しかしながら、将来の紛争に備え、株主間契約の締結を勧めます。

VBでは、複数の株主がそれぞれ取締役就任して共同でVBを運営することが多いと考えられます。当初は問題がないですが、会社の運営にあたって、意見の相違などが発生し、ある株主兼取締役が、取締役を辞任し、会社の運営から外れることも想定されます。その場合、会社経営に無関係な人がVBの大株主のまま存在することとなります。VBにとって、会社経営に無関係な人が大株主として経営に口出しすることは好ましいことではなく、最悪の場合会社が立ちゆかなくなることも考えられます。そのような状況を回避するために、大株主が経営から離れた場合に経営している株主に譲渡することを約束するような株主間契約を事前に締結することを勧めます。

(4) VB 設立にあたって必要な手続きは何か？（登記時 and 学内）

登記時：法務局に会社の設立登記が必要です。設立登記のためには、出資や定款作成が必要となります。

学内： 発起人及び取締役となる場合には所属長または総長の許可が必要です。

詳しくは共創機構イノベーション戦略部門ベンチャー・事業化支援室にお問い合わせください。

(5) 起業時の発起人にならずに遅れて株主に参加することは可能か？

可能です。具体的には、発起人（株主）から株式の譲渡を受ける方法や、第三者割当増資により出資する方法があります。

(6) 登記場所によるメリットデメリットはあるのか？

会社の設立は、会社の本店の所在地によって登記場所が異なります。

例えば、会社の本店を大阪市に置いた場合には、設立登記は大阪法務局で行います。一方、会社の本店を吹田市や豊中市に置いた場合には、設立登記は、大阪法務局北大阪支局で行うことになります。

登記場所によるメリットデメリットは基本的にはありません。

但し、地方公共団体から補助金等を受ける場合には、本店の所在地が要件となることがあります。

なお、学内ではテクノアライアンスC棟が、登記場所とすることができる施設と

なっていますので、ご活用ください。

(7) 口約束による契約は有効か？

口約束でも契約は成立します。

しかし、後日契約の成立が争いとなった場合には、口約束による契約は、その成立を証明することが困難です。そのため、将来紛争になった場合でも契約の成立や内容を証明できる文書等による契約をお勧めします。

(8) 学内設備をVBの事業に使ってもよいか？

VBは、一民間企業ですので、大学の設備を使うことは原則としてできません。ただし、共同研究目的の範囲内においては使用可能なため、その場合には、大学との共同研究契約等を締結の上、使用することができます。なお、大学の設備を使用して営業生産することはできません。

3. 弁護士依頼

(1) VB 設立後、弁護士の顧問契約は必要か？

顧問契約は必ずしも必要ではありません。

弁護士によるサポートが必要となった場合にその都度依頼することも可能です。但し、気軽に相談を行うためには、顧問契約を締結した方が良いと考えます。

(2) 弁護士の顧問契約料はいくらくらいか？

弁護士によるため、依頼しようとしている弁護士にご確認ください。

(3) 弁護士に依頼しなければならないことは何か？

大学発ベンチャーは、共同研究、資金調達など様々な活動を行います。共同研究を行う場合には、知財戦略も踏まえた共同研究契約を締結する必要があります。資金調達では、株主間契約や投資契約等が必要となります。このような契約の作成等について、弁護士に相談いただければ、ベンチャーの運営に有意義と考えます。

また、大学発ベンチャーは、上記の契約に加え、秘密保持契約や労働契約等の様々な契約を締結する必要があり、契約を締結する必要がある場面では相談いただくのが良いと思います。なお、雛形などネット上でアップされていますが、個別の事情を考慮した契約書が必要なため、独自の判断で修正し、契約を締結することは避けるべきと考えます。

なお、依頼の時期としては、契約書案が出て来てからの相談ではなく、共同研究や資金調達等、検討を始めた段階から相談するのが良いと思います。

(4) 弁護士に依頼したほうが良いことは何か？

こちらも上記と重なりますが、出てきた契約書のチェックではなく、どのような契約にすることが望まれるのか、という前段階から相談いただけると、より望ましい形で条件面を確立できることになります。

(5) 弁護士への依頼料金はどれくらいか？

弁護士によるため、依頼しようとしている弁護士にご確認ください。

(6) どうやって弁護士を探せばよいか。

産学法務支援室にご相談ください。